別紙様式第3(第1条関係)

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経　済　産　業　省

役　務　取　引　許　可　申　請　書

経 済 産 業 大 臣　殿

申　請　者
氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
住　所　・　居　所
又　は　所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿
担　　当　　者＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿

申請年月日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要
   (1)取引の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿
   (2)取引の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
   (3)役務取引期間＿＿＿＿＿＿＿＿
   (4)利用する者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿
   (5)利用する者の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
   (6)役務の内容＿＿＿＿＿＿＿＿
   ＿＿＿＿＿＿＿＿
   (7)取引の相手方が技術情報を受領する場所＿＿＿＿＿＿＿＿
2. 支払等の関係
   (1)(△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領)の別
   (2)支払等の金額＿＿＿＿＿＿＿＿
   (3)支払等の時期＿＿＿＿＿＿＿＿
   (4)支払等の相手方の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿
   (5)支払等の相手方の住所・居所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

※上記申請は、
- 外国為替及び外国貿易法第25条第　項の規定により
- 外国為替令第18条第4項の規定により
- 外国為替令第18条の3第2項の規定により

→ 許可 | する。しない。

- 外国為替及び外国貿易法第25条第　項及び第67条第1項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条第4項の規定により
- 外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替令第18条の3第2項の規定により

→ 下記の条件を付して許可する。

条　件

経済産業大臣の記名押印
資　　格＿＿＿＿＿＿＿＿
記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

注意

1　※印のある欄は記入しないこと。

2　「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。

3　△印のうち不必要なものは抹消すること。

4　外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。

5　「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所(当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他)を記入すること。

6　記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。

7　用紙の大きさはA列4版とすること。

8　「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記載欄

〔　外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項又は第6項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。〕

送金(又は受領)年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者確認欄